那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和５年　４月　１日
最終更新年月日	令和８年　４月　１日

実施機関の名称 （法第74条第１項第２号）	市長
担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第２号）	総合政策課　秘書政策グループ

1	個人情報ファイルの名称 （法第74条第１項第１号）	令和３年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金システムファイル	
2	個人情報ファイル利用目的 （法第74条第１項第３号）	令和３年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務を行うにあたり、受給対象者の情報管理を行うため	
3	記録項目 （法第74条第１項第４号）	１氏名、２生年月日、３性別、４続柄、５現住所、６電話番号、７口座情報、８住民税課税情報、９世帯員一覧、10住民基本台帳基本コード、11住民となった日、12住民となった事由、13住民でなくなった日、14住民でなくなった事由	
4	記録範囲 （法第74条第１項第４号）	基準日（令和３年12月10日）において、住民基本台帳に記録されている者のうち、世帯の全員が、令和３年度住民税均等割が非課税である世帯に属する者、または、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯に属する者	
5	記録情報の収集方法 （法第74条第１項第５号）	住民基本台帳システム、申請者本人	
6	要配慮個人情報の有無 （法第74条第１項第６号）	■　有　　□　無	
7	記録情報の経常的提供先 （法第74条第１項第７号）	□　有（　　）　■　無	
8	開示請求等を受理する担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第９号）	（名　称）総合政策課　秘書政策グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１ （名　称）総務課　行政グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１	
9	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 （法第74条第１項第10号）	□　有（　　）　■　無	
10	個人情報ファイルの種別	■　電算処理ファイル 法第60条第２項第１号 電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル ■　有　　□　無 政令第21条第７項	□　マニュアル処理ファイル 法第60条第２項第２号
11	備　考	令和３年度事業完結	

・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。
・本市では、条例要配慮個人情報はありません。
・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。
・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。